

「 「 「 「

「 「 ☆高速道路会社の取り組み

.....

◆◇◆NEXCO 西日本における広報の取り組み◆◇◆

(西日本高速道路株式会社)

NEXCO 西日本では、会社をとりまく環境の変化に対応し事業の効果的な推進を図るために、ファンを増やす取り組み、地域社会や住民の皆様との積極的なコミュニケーションを通じた理解、支援、協力を幅広く得るための活動を行っています。本稿では、当該活動の一部をご紹介します。

「 「 「 「

「 「 ☆訴訟事例紹介

.....

◆◇◆道路中央に垂れ下がっていた蔓が

自動車のルーフキャリアに絡まるなどして車両が損傷したことについて、

国家賠償法 2 条 1 項に基づき損害賠償請求がなされた事例◆◇◆

(令和 5 年 10 月 31 日佐倉簡易裁判所判決)

(国土交通省 道路局 道路交通管理課)

【事案の概要】

原告が自動車で被告の管理する道路を走行中に、道路中央に垂れ下がっていた蔓が自動車のルーフキャリアに絡まるなどして車両が損傷したことについて、道路が通常有すべき安全性を欠きその設置・管理に瑕疵があったとして、道路管理者に対し国家賠償法 2 条 1 項に基づき損害賠償請求がなされた事例 (令和 5 年 10 月 31 日佐倉簡易裁判所判決)

【判決要旨】

- ・ 国家賠償法 2 条 1 項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、本件においては、本件道路が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、その場合には、道路管理者は国家賠償法 2 条 1 項に基づく責任を負う。
- ・ 本件事故発生現場付近の道路は、道幅約 3 メートル程度はあり、アスファルト舗装された、国道に通じる樹木林の中の道路であって、一定程度の通行量はあると認められるが、少なくとも 1 年以上にわたり道路管理者は周囲の樹木の伐採等の管理を行わず、パトロ

- ・一方、前提事実（特に季節、時間帯、車両の特徴）も踏まえると、原告において、本件道路周辺の状況を目視観察し、自動車運転者としての一定の注意義務を尽くしていれば、本件事故は予見し、回避できた可能性があったと認められ、慎重に車両を走行させていたといっても、事故現場付近を前照灯もつけずに車両を走行させた点には、原告にも、本件事故の結果発生につき、これを予見し、その結果を回避すべき義務違反の過失があったといふべきである。
- ・道路管理者の管理状況と原告の過失とを対比させると原告の過失割合は 5 割と認めるのが相当であり、損害額の算定に当たっては、これを過失相殺して斟酌すべきである。

★南海トラフ巨大地震を見据えた道路啓開体制の構築★・*:.
 ～道路法改正を踏まえた法定計画の策定と実践的訓練への展開～
 (九州地方整備局 道路部 道路管理課)

★山口県と市町による住民通報対応の「群マネ・広域連携」に向けたチャレンジ★^{○・＊}：
（山口県 土木建築部 道路整備課）

.....

★古川跨線橋大規模更新事業について★°・*∴

～老朽橋の架け替えと長期通行止めに伴う対策～

(周南市 建設部 道路課 橋りよう長寿命化推進室)

山口県周南市新南陽地区の中心部に位置する「古川跨線橋」では、老朽化への対応と耐震性を確保するため大規模更新事業を進めています。本稿では、事業に至る背景とともに、長期全面通行止めに伴う交通対策と安全確保の工夫点などについてご紹介します。

「 「 「 「

「 「 ☆編集後記

.....

自宅で育てている観葉植物のゴムの木。もともとは、お隣の会社から譲り受けたものを育てており、その株分けが成功したので、自宅に持ち帰らせてもらいました。天井に届いてしまうまでに大きく健やかに育ったことから、思い切って剪定を試みることにしました。

どの程度の高さにしてよいかわからなかったので、とりあえず、わたしの背の高さより少し低いくらいまでに幹を切り落としました。そのまま処分してしまうのは気が引けたので、上部の葉っぱ3枚を残して水に差し、発根を待つこととしました。葉が大きいと水分の蒸発が多くなるので、葉っぱを小さく切ると根が出やすいそうです。1か月弱で根が生えてきたので、今は土に植替え、定着するのを待っているところです。

切り落とした翌朝のこと。鏡を見ると、顔がむくみ、瞼が腫れている自分の姿がありました。前夜に水分や塩分をとりすぎたのかと思いましたが、思い当たる節がなかったので、前日剪定したゴムの木に疑いの目を向けました。葉や幹を切った時、ラテックスと呼ばれる白い樹液が出るのですが、調べてみると、ゴムの木の樹液で皮膚トラブルを起こすことがあると知りました。皮膚科を受診すると、樹液が原因かもしれないこと、いずれにしてもアレルギー反応が出ていると診断され、薬を処方してもらいました。その日のうちに落ち着いたものの、朝の姿はなかなかの衝撃でした。次回からは、手袋を忘れないと心に決めました。

春先のスギ花粉のアレルギーが有名ですが、夏にもイネ科植物の花粉をはじめ、カビ、強い紫外線、ダニや蚊による虫刺されなどが原因で、アレルギーや皮膚トラブルが起こることがありますので、皆様におかれましてもくれぐれもお気を付けください。また、すでに暑すぎる夏がやってきており、熱中症への対策も必要ですので、適切な水分／塩分補給をしつつ、楽しい夏をお過ごしください。(U)